

## 大阪府地下水質保全対策要領

### 1 目的

この要領は、地下水汚染から人の健康を保護し生活環境を保全するため、関係機関が協力して府域の地下水の汚染状況を把握し、発見された汚染について有効かつ適切な対策を講ずるために必要な事項を定めるものとする。

### 2 定義

#### (1) 地下水汚染

地下水汚染とは、地下水質を測定した際に環境基準（平成9年3月環境庁告示第10号）又は水道水の水質基準（平成15年5月厚生労働省令第101号）を超過した値が検出された場合をいう。

#### (2) 地下水質測定計画

水質汚濁防止法第16条の規定により、知事が作成する地下水の水質の測定に関する計画（以下「測定計画」という。）をいう。

#### (3) 汚染地区

測定計画に基づく概況調査等により地下水汚染が確認された場合等に、当該汚染の広がりが見込まれる範囲をいう。

#### (4) 汚染井戸周辺地区調査

汚染地区において、原因の究明や汚染範囲の確認のために実施する調査（以下、「周辺地区調査」という。）をいう。

#### (5) 飲用井戸等

「大阪府飲用井戸等衛生管理指導要領」の3に定める「飲用井戸等」（地下水以外の水を水源とする給水施設を除く。）をいう。

### 3 関係機関の所掌事務

この要領に基づき、地下水質保全対策を実施するための大阪府及び市町村の関係機関は別表1に掲げるとおりとし、同表に掲げる事務を所掌する。

### 4 地下水質保全連絡会議

大阪府域における有効かつ適切な地下水質保全対策を円滑に実施するため、地下水質保全連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

#### (1) 連絡会議の事務局

大阪府環境農林水産部環境管理室に置く。

#### (2) 連絡会議の構成員

別表2に掲げる関係機関を代表する者とする。

#### (3) 連絡会議の議長

議長には大阪府環境農林水産部環境管理室長をもってあてる。

#### (4) 連絡会議の開催

議長が必要と認めたときに開催する。

#### (5) 協議事項

次に掲げる事項について協議する。

ア 地下水質保全対策に関すること

イ 測定計画に関すること

ウ 情報の交換に関すること

エ その他必要な事項

#### (6) 学識経験者等への連絡会議出席要請

議長は必要に応じ、別表 2 に掲げる関係機関以外の機関又は学識経験者に連絡会議への出席を要請することができる。

### 5 地下水汚染確認時の対応

#### (1) 地下水汚染に係る情報の提供

汚染地区対策会議（以下「対策会議」という。）の構成員は、新たな地下水汚染が確認された場合には、速やかに周辺住民に対しその事実の周知と飲用指導を行う（周辺地区に飲用井戸がない等、実施の必要がないと判断される場合を除く。）。周知は、報道機関に対し当該地下水汚染に係る情報を提供することをもって行う（戸別訪問又は回覧板等により周辺住民等へ速やかに周知及び飲用指導した場合を除く。）。

#### (2) 対策会議の設置

地下水汚染が確認された場合等には、必要に応じ汚染地区対策会議（以下「対策会議」という。）を設置し、周辺地区調査の調査方法や対策、指導内容について協議するものとする。関係機関は、この協議の結果に基づき、速やかにそれぞれの所掌に係る調査等を実施する。

##### ア 対策会議の構成員

当該汚染地区に係る関係機関で構成する。

##### イ 座長

座長には当該汚染地区を所管する関係機関の所属長をもってあてる。

##### ウ 対策会議の開催

座長は対策会議を招集し、会議を主催する。

##### エ 学識経験者等への対策会議出席要請

座長は必要に応じ、別表 1 に掲げる関係機関以外の機関又は学識経験者の出席を要請することができる。

#### (3) その他

ア 飲用井戸等で汚染が発見された場合は、町村域では「大阪府飲用井戸等衛生管理指導要領」及び「大阪府飲用井戸等の水質汚染事故処理要領」に従い、また、市域では、各市が定める同種の要領等に従い、措置するものとする。

イ 府内市町村に設置される飲用水を供給する井戸等の給水施設のうち、水道法、建築物の衛生的環境の確保に関する法律及び大阪府特設水道条例の適用を受ける施設であって、地下水を水源とする施設（以下、「水道法等適用井戸等」という。）で汚染が発見された場合は、周辺地区調査の実施について、町村域では「大阪府飲用井戸等衛生管理指導要領」及び「大阪府飲用井戸等の水質汚染事故処理要領」に準じ、また、市域では、各市が定める同種の要領等に準じ、措置するものとする。

##### ウ 保健所設置市

保健所を設置する市にあっては、(1)、(2)並びに(3)ア及びイについて、それぞれの所管するところにおいて措置するものとする。ただし、汚染地区が市町村域を越える場合は、当該汚染地区に係る関係機関と調整するものとする。

### 6 その他

この要領に定めのない事項については、連絡会議で協議して定める。

#### 附 則

この要領は、平成 3 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成10年 4月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成13年 11月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成14年 4月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年 4月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年 4月 3日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年 4月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年 12月 15日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年 5月 24日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年 4月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年 6月 12日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年 4月 1日から施行する。

附 則

この要領は、令和 8年 4月 1日から施行する。

(別表1)

## 関係機関及びその所掌事務

関係機関		所掌事務
大	環境管理室	1 「要領」に係る事務 2 汚染地区対策会議に係る調査等 3 発生源工場・事業場に対する対策、指導 4 地下水汚染に係る情報の収集、提供、連絡、調整等 5 汚染物質の大気汚染への排出抑制指導等 6 泉州農と緑の総合事務所との連絡、調整 7 測定計画の作成に係る事前の協議、調整等 8 測定計画に基づく概況調査等
	循環型社会推進室	産業廃棄物及び一般廃棄物に係る発生源対策、指導等
	農政室	1 農業等の発生源に対する対策、指導 2 農と緑の総合事務所との連絡、調整
	農と緑の総合事務所	1 農業等の発生源に対する対策、指導 2 発生源工場・事業場に対する対策、指導 (泉州農と緑の総合事務所の所掌事務に限る)
阪	環境衛生課	1 測定計画の作成に係る事前の協議(井戸の選定等) 2 飲用井戸衛生確保対策に係る水質検査、指導等に関する事項 3 地下水を水源とする水道事業者等に対する指導等 4 クリーニング業に係る発生源対策、指導等 5 保健所との連絡、調整 6 飲用井戸水質汚染に係る情報の収集、連絡、調整等 7 地下水汚染に係る情報の提供 (1～7のうち市町村の所掌事務を除く)
	保健所	1 測定計画の作成に係る事前の協議(井戸の選定等) 2 飲用井戸等に係る苦情等の受付、水質検査、指導 3 飲用井戸衛生確保対策に係る水質検査、指導等に関する事項 4 地下水を水源とする水道事業者等に対する指導等 5 クリーニング業に係る発生源対策、指導等 (1～5のうち市町村の所掌事務を除く)
府	下水道室	市町村の下水道部局に対する指導等
地方独立行政法人 大阪府立環境農林 水産総合研究所		地下水対策に係る検体の試験検査及び技術指導
地方独立行政法人 大阪健康安全基盤 研究所		地下水対策に係る検体(原則として飲用水)の試験検査 及び技術指導
市町村 (環境行政 担当部局)	政令市 (水質汚濁 防止法第 28条の 規定によ り政令で 定める市)	1 当該市の関係部局との「要領」に係る連絡、調整等 2 測定計画の作成に係る事前の協議等 3 地下水に係る各種調査 4 発生源工場・事業場に対する対策、指導等 5 地下水汚染に係る情報の提供
	市町村 (上欄の政 令市を除 く市町村)	1 当該市町村における関係部局との「要領」に係る連絡、調整等 2 府が実施する地下水汚染対策、調査等への参画 3 地下水に係る各種調査(府の所掌事務を除く) 4 発生源工場・事業場に対する対策、指導等 (府の所掌事務を除く)

関係機関	所 掌 事 務
市及び町村* (水道行政担当課又は飲用井戸等指導担当課)	1 測定計画作成に係る事前の協議（井戸の選定等） 2 飲用井戸等に係る苦情等の受付、水質検査、指導 3 飲用井戸衛生確保対策に係る水質検査、指導等に関する事項 4 飲用井戸水質汚染に係る情報の収集、連絡、調整等 5 地下水汚染に係る情報の提供 6 地下水を水源とする専用水道設置者等に対する指導等

※地方自治法の事務処理の特例に関する条例の規定に基づき、水道法関係事務を移譲された町村。同町村にあっては、所掌事務のうち5及び6のみを実施。

(別表2) 連絡会議の構成

大 阪 府	環境管理室
	農政室
	健康医療総務課
	環境衛生課
	保健所
地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所	
政 令 市 環 境 担 当 課	
市水道行政担当課又は飲用井戸等指導担当課	